

公社等見直しに関する実行計画

平成14年12月

(平成16年12月修正)

(平成18年 3月修正)

(平成19年 3月修正)

(平成20年 3月修正)

(平成21年 3月修正)

(平成22年 3月修正)

(平成23年 3月修正)

(平成23年12月修正)

(平成24年 7月修正)

(平成25年12月修正)

福島県行財政改革推進本部

(公社等外郭団体見直し部会)

目 次

○ 公社等外郭団体の今後の見直しの方向性	-----	1
○ 公社等見直しに関する実行計画		
(企画調整部所管)		
福島県土地開発公社《修正》	-----	3
(生活環境部所管)		
公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構《継続》	-----	4
(商工労働部所管)		
公益財団法人福島県観光物産交流協会《継続》	-----	5
(農林水産部所管)		
財団法人福島県農業振興公社《修正》	-----	7
社団法人福島県林業公社《継続》	-----	9
公益財団法人福島県栽培漁業協会《修正》	-----	13
(土木部所管)		
福島県道路公社《修正》	-----	14
公益財団法人福島県下水道公社《修正》	-----	15

※ 《継続》： 現行の「実行計画」(H24.7修正)を継続
《修正》： 現行の「実行計画」(H23.7修正)を修正

公社等外郭団体の今後の見直しの方向性

平成24年度に実施した点検評価等の結果、県関与の状況、公社等外郭団体見直し実行計画（以下「実行計画」という。）の取組状況等を踏まえた、設置者等である県としての見直しの今後の方向性については、次のとおり。

I 「実行計画等」に基づき見直しを進める公社等（8団体）	
1 現行の実行計画（H24.7修正）を修正する公社等（5団体）	
公社名	見直し方向性
福島県土地開発公社	<input type="checkbox"/> 「経営方針」に基づく確実な債権回収等の実行 <input type="checkbox"/> 今後の組織体制の検討
(財)福島県農業振興公社	<input type="checkbox"/> 「第四次経営合理化計画」の改訂及び当該計画に基づく主体的な取組の実行 <input type="checkbox"/> 新公益法人制度への移行
(公財)福島県栽培漁業協会	<input type="checkbox"/> 「第Ⅱ期経営計画」の見直し
福島県道路公社	<input type="checkbox"/> 業務縮小を踏まえた公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し
(公財)福島県下水道公社	<input type="checkbox"/> 民間一括委託方式の段階的導入を踏まえた公社の在り方等の抜本的な検討・見直し
2 現行の実行計画（H24.7修正）を継続する公社等（3団体）	
公社名	見直し方向性
(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構	<input type="checkbox"/> 「経営計画」等に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島県観光物産交流協会	<input type="checkbox"/> 「中期事業・運営計画」等に基づく主体的な取組の実行
(社)福島県林業公社	<input type="checkbox"/> 「第2次改善計画後期分期計画」の着実な実行 <input type="checkbox"/> 新公益法人制度や林業公社会計基準の導入を踏まえた今後の公社の在り方等の検討

II 主体的・自立的な見直しを進める公社等（9団体）	
公 社 名	見 直 し 方 向 性
(公財)ふくしま自治研修センター	<input type="checkbox"/> 研修部門の更なる充実と政策支援部門の定着に向けた主体的な取組の実行
(財)福島県文化振興財団	<input type="checkbox"/> 「経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)ふくしま海洋科学館	<input type="checkbox"/> 「新・中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島県国際交流協会	<input type="checkbox"/> 「運営基本計画」に基づく主体的な取組の実行
(社福)福島県社会福祉事業団	<input type="checkbox"/> 「事業実施計画」に基づく自立的な改革の継続
(公財)福島県産業振興センター	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	<input type="checkbox"/> 「中長期計画」に基づく自立的な改革の実行
(一財)ふくしま市町村支援機構	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島県都市公園・緑化協会	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行

このうち、「実行計画等」に基づき見直しを進めることとされた8団体について、実行計画を以下のとおり取りまとめた。

団体名	福島県土地開発公社	修正
-----	-----------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標 1】

「福島県土地開発公社経営方針」（平成 23 年 3 月改訂）に基づいて、適正な債権管理を着実に実行する。

【目標 2】

今後の組織・体制の見直しを行い、事業に見合った組織及び業務執行体制等の適正化を図る。

【公社の今後の在り方骨子】（平成 17 年 3 月 25 日公社等外郭団体見直し部会決定）

新規事業に着手せず、継続事業及び債権管理のみを行い、業務量に見合った組織・人員体制へ合理化を進めていく。

改革工程表

【目標 1 についての具体的な工程表】－「福島県土地開発公社経営方針」に基づく着実な取組

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○ 適正な債権管理	公社は、「経営方針」に基づき、引き続き着実な債権回収を図る。 県は、関係部局等との調整を図るなど、債権回収の進行管理を行う。	18年度	公社	
		～ 18年度	～ 県	

【目標 2 についての具体的な工程表】－ 今後の組織・体制の見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○ 今後の組織・体制の見直し	平成 25 年度に継続事業が全て終了し、債権管理業務のみとなることから、事業に見合った適正な組織・体制について、見直しを行う。	25年度 ～	県、公社	

進行管理体制

- ◇ 企画調整部土地・水調整課を中心に、関係部局との調整を行いながら進行管理を行う。
- ◇ 運営状況など全般的な事項については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、点検評価を定期的を実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構	継続
-----	-------------------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

経営計画に基づく取組の着実な実行並びに定期的な経営計画の評価及び検証を行う。

改革工程表

【目標についての具体的な工程表】－経営計画の着実な実行

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○ 経営計画の着実な実行	1 改訂した経営計画に基づく取組を着実に実行する。 ア 経営基盤の確立 ・施設利用の促進 ・経費節減の実施 ・収入増加策の取組 など イ 効果的な事業の実施 ・利用者満足度の向上 ・県民ニーズを踏まえた事業の見直し ・両館連携事業の実施 など ウ 公益財団法人移行への申請準備	22年度～	公社	
	2 公社と県等（出資者）から構成される「経営計画評価委員会」等において、定期的に経営計画の評価及び検証を行う。		公社 県等 （出資者）	

進行管理体制

- ◇ 公社と県等（出資者）による「経営計画評価委員会」等において、定期的に経営計画の評価及び検証を行う。
- ◇ 運営状況など全般的な事項については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的を実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	公益財団法人福島県観光物産交流協会	継続
-----	-------------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

中期事業・運営計画の目標値の実現に向けた取組

【目標１】

インバウンドの強化を含めた県外からの観光誘客を促進するとともに、首都圏等における県産品の販路拡大に取り組む。

【目標２】

各部門相互の連携を強化すること等により、各営業施設等における収益の拡大を図る。

【目標３】

人件費や業務費の削減を図るとともに、柔軟な組織運営を図るなどにより経営基盤の強化を図る。

改革工程表

【目標１についての具体的な工程表】－戦略的な観光誘客・県産品振興

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
①県外からの観光誘客の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校訪問キャラバン、旅行エージェント招聘等を行い、首都圏、九州、北海道等からの教育旅行の更なる誘致を図る。 ○ インバウンド強化のため、海外から旅行エージェントやマスコミ招聘等を行い、特に韓国、中国、台湾等の東アジアからの誘客促進を図る。 ○ 浜・中・会津の地域特性を踏まえた各方部・季節ごとの観光キャンペーンを行い、首都圏等からの観光誘客の促進を図る。 ○ 福島空港就航先（北海道、大阪）については、旅行エージェント招聘や情報発信等を実施し、観光誘客の促進を図る。 ○ 優れた県産品を観光資源として積極的に活用する。 ○ 現地におけるオプションツアーに対するニーズが高まっていることから、旅行商品造成・販売の前提となる「旅行業」取得のための研修会を実施するなど、県内観光協会等にその取得を促し、県内観光関係団体の観光ニーズへの対応能力を強化する。 	21年度 〃 25	協会	
②首都圏等における販路の拡大及び今後の物産展のあり方検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 首都圏スーパー、百貨店及び高級料理店等をターゲットとした積極的な県産品の販路拡大・販売促進を図る。 	21年度 〃	協会	

	<p>○ 首都圏の流通関係者や各関係専門家のアドバイス等を踏まえ、生産者に各種補助制度の活用を促し、商品改善等を行うことにより、商品力の強化を図り、更なる販売促進に努める。</p> <p>○ 現行物産展開催場所の維持確保と新たな物産展の開催に努めるとともに、今後の物産展の在り方について検討を行う。</p>	21年度 }	協会	
--	---	-----------	----	--

【目標2についての具体的な工程表】－観光施設等の効率的運営

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
①営業施設間の連携	観光物産館と浄土平レストハウスにおける仕入価格の見直しや各種企画催事の連携調整など観光三団体統合のメリットを發揮することにより、集客の増加と着実な収益の拡大を図る。	21年度 }	協会	
②営業施設と観光(部)との連携	浄土平レストハウス及び天鏡閣の観光施設については、観光部との連携によりエージェント等への働き掛け等を行い、更なる誘客促進を図る。	21年度 }	協会	

【目標3についての具体的な工程表】－経営基盤の強化

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
①人件費・業務費の削減	業務量を踏まえた適切な人員配置に努めるとともに、業務内容の徹底した見直し・精査を行い経費の削減に努める。	21年度 }	協会	
②柔軟な組織運営	<p>○ 教育旅行や国際観光など専門性の高い事業分野について、協会内に委員会を設置し、民間事業者等の意見を踏まえながら、戦略性のある効果的な事業執行に努める。</p> <p>○ 会員制度を活用して、県全域からの要望や情報収集を行い、事業内容に反映させるとともに、会員数の増加に努め、協会運営の一助とする。</p>	21年度 }	協会	

進 行 管 理 体 制

- ◇ 協会自らが主体的に進行管理する中で評価、見直しを実施する。
 - ・協会業務連携会議（常勤役員・各部長で構成）において、随時進行管理を行う。
 - ・正副理事長会議、常務理事会（年3回以上開催）において、業務報告を行う。
- ◇ 県は、協会の運営状況を随時確認するなど必要な助言等を行う。

団体名	財団法人福島県農業振興公社	修正
-----	---------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標 1】

新公益法人制度への移行等を踏まえ、第四次経営合理化計画を見直し、改訂後は新たな計画に基づく主体的な取組を実行する。

【目標 2】

第四次経営合理化計画等に基づいて次の各事項に取り組み、単年度黒字の確保及び長期保有地の早期処分に努める。

- ① より一層の経費節減を図る。
- ② 農地保有合理化事業等手数料等の増収を図る。
- ③ 長期保有地の早期処分に向けた具体的な措置を講ずる。

※ 開発関連長期保有地・・・市町村からの申出書等に基づいて買い入れた未墾地又は造成して農地等として長期間保有しているもので、借入金があるもの。(郡山市郡山東部地区26.9ha、会津若松市大戸地区9.1ha、相馬市磯部地区3.5ha、同柚木地区7.6ha、計47.1ha (24年度末現在))

※ 一般長期保有地・・・規模拡大農家に売り渡す目的で買い入れた農地を長期間保有しているもので、借入金があるもの。(所在地：4市町村、計約3.4ha (24年度末現在))

【目標 3】

平成 26 年 4 月 1 日付けで公益財団法人移行を目指す。

改革工程表

【目標 1 についての具体的な工程表】－第四次経営合理化計画の改訂

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 第四次経営合理化計画の改訂	公益財団法人への移行手続や国の施策の方向性等を踏まえ、第四次経営合理化計画を改訂する。	25～26年度	公社・県	

【目標 2 についての具体的な工程表】－第四次経営合理化計画等に基づく取組

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 経費の節減	ア 毎年支給すべき総人件費の5%削減を継続する。 イ 定年退職者の補充は、定年者の再雇用等を基本とする。 ウ 事務補助員雇用月数を平成13年度の約2分の1に削減し、雇用経費を年間約2,200千円節減する。 エ 県内日帰り出張の場合の日当支給は行わないこととし、旅費を年間1,300千円節減する。	25～26年度	公社	

② 収入の確保	農作業受委託手数料及び農地賃貸借手数料により、年間約 6,900 千円の手数料増収を図る。 また、関連分野も含め、更なる収入確保に取り組む。	25～26年度	公社	
③ 県の助成措置	公社が県行政の補完的業務にのみ取り組むこと及び経営合理化を進めていくことを踏まえ、公益法人化に向け経営基盤の強化を目的に 25～27 年度で財政支援を実施する。	25年度～	県	
④ 累積欠損金の縮減	農地保有合理化促進事業強化基金取崩（県拠出分約 2 億円）による充当や上記②③の取組等により累積欠損金の解消を図る。	25年度～	公社、県	
⑤ 長期保有地の処分策	ア 開発関連長期保有地については、関係機関（県、関係市）と協議し、公用、公共用等、他用途利用も視野に入れた具体的有効利用方策を検討のうえ計画的な早期処分に努める。 イ 一般長期保有地については、市町村農業委員会等と協議しながら、売渡先の掘り起こしを行い、計画的な早期処分に努める。 ウ 売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の地価動向や近傍価格等も勘案し、柔軟な対応も検討する。	25～27年度	公社、県	

【目標 3 についての具体的な工程表】－公益財団法人への移行

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 公益財団法人への移行	ア 平成 25 年 5 月 → 公社理事会で平成 24 年度決算承認 イ 平成 25 年 7 月 → 公社理事会を経て移行申請を実施 ウ 平成 25 年 8 月 → 申請内容の審査 エ 平成 25 年 9 月 → 福島県公益認定等審議会への諮問 オ 平成 25 年 10 月以降 → 福島県公益認定等審議会の審査 カ 平成 26 年 4 月 1 日 → 公益財団法人へ移行	25～26年度	公社、県	

進 行 管 理 体 制

- ◇ 農業振興公社の第四次経営合理化計画の改訂等については、農林総務課、農業担い手課及び農業振興公社において進行管理を行う。
- ◇ 運営状況については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	社団法人福島県林業公社	継続
-----	-------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標1】

公社造林の公益的・多面的機能の高度・持続的発揮、造林木の材価安定・向上のため、森林施業について次のとおり見直す。

区分	管理育成	契約期間	伐採方法	返還方法	分収方法
現行	生産林特化	60年	皆伐	裸地	換金
見直し方向	針広混交林	80年※	択伐	未伐木は返還	換金及び材積

※ヒノキは90年

【目標2】

第2次改善計画（平成13年6月策定）期間末の平成80年度時点で、材価等が現状で推移した場合、約372億円の損失が見込まれることから、公社自らの改善策、県の支援による改善策、及び土地所有者の協力による改善策を実施することにより経営改善を図る。

『経営改革による長期収支改善策の概要』

区分	取組内容	改善効果(億円)
公社自らの改善策	管理費等節減、及び木材販売対策強化	30
県の支援による改善策	公庫借入金の繰上償還に伴う無利子貸付の実施 公庫新規借入中止	138
土地所有者の協力による改善策	現行分収契約（割合）を〔公社80：土地所有者20〕に変更 （ただし、市町村有地は〔公社90：市町村10〕に変更）	106

『公社の主たる事業である「分収造林事業」の概要』

公社による分収造林は、山村地域の資源の有効利用を図るため、「資金がない」「労力がない」といった事情で自営造林ができない森林に対して、公社が造林者、費用負担者となり、土地所有者と分収造林契約を結び、造林から伐採に至るまでの一切の作業を公社が行う仕組みである。

現在の分収契約期間は60年で、伐採後の売却収入から必要経費（伐採経費、搬出経費）を控除した金額を公社60%、土地所有者40%の割合（分収割合）で分配する契約となっている。

しかし、現在の分収割合を決定した当時は、木材価格の上昇が続き、林業作業員賃金単価も低い状況であったが、現在、木材価格は決定時の1/4以下（ピーク時の1/8以下）、林業作業員賃金単価は昭和48年の約7倍となっており、木材販売収入に多くを依存した経営は行き詰まることが想定される。

また、公社が経営する森林は、そのほとんどが保育・間伐等が必要な状況にあり、当分の間は収入が期待できず、経営面で厳しい状況にある。（林業は、資本の投資から回収まで極めて長期間を必要とする特質がある。）

【目標3】

林業公社の新公益法人制度に基づく公益社団法人等への移行に向けて、国や他県等の状況を注視しながら、林業公社会計基準の導入を踏まえた着実な準備を進めるとともに、公社運営の在り方について検討を行う。

改 革 工 程 表

【目標 1 についての具体的な工程表】－森林施業の見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
○ 森林施業の見直し	<p>下記事項について見直しを行い、分収割合の見直しと併せ土地所有者の理解を得た上で変更契約を締結する。</p> <p>ア 管理育成手法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生産林特化」から「針広混交林」への転換 <li style="padding-left: 20px;">これまで管理・育成してきた造林木の択伐施業の導入に併せ、針広混交林化を図ることにより、森林の公益的機能の高度発揮と管理コストの節減を図る。 <p>イ 契約期間の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行60年から80年への長伐期施業の導入により森林の公益的機能の高度発揮と、材価の安定、労働力の軽減を図る。 <p>ウ 伐採及び返還方法（分収方法）の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行「皆伐（換金分収）」から「択伐（換金及び材積分収）」への変更 <li style="padding-left: 20px;">大面積皆伐を避けることにより林地保全を図るとともに、残存木については立木の状態で返還することにより、土地所有者の再造林の負担の解消を図る。 	18年度 ～ 80年度	公社	

【目標 2 についての具体的な工程表】－抜本的な収支改善策の取組み

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
① 公社管理費等の節減等（公社自らの改善策）	<p>ア 管理費等の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤役員の退職金を廃止する。 ・森林管理業務の委託等による業務組織の見直しを行う。 ・森林の状況に適合した森林施業を実施するとともに、作業期間の一致する作業を合併発注し、諸経費の節減を図る。 ・可能な地域においては、異なる事業種を年度内において一括発注し、経費節減と発注作業の軽減化を図る。 <li style="padding-left: 20px;">（◎収支改善効果 18億円） <p>イ 立木販売等の増収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場、山元での立木販売以外に、直接、素材利用者（土木業者等）への保育間伐材販売に取り組む。 ・木材市場の動向を的確に把握するとともに、中期的な間伐材販売計画を策定し、 	18年度 ～ 80年度	公社	
		18年度 ～ 80年度	公社	

	<p>安定した収入の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主伐期の有利販売方法について早期から検討を開始し、必要な業務システム及び販売体制の構築に努める。 ・インターネット等を活用し積極的に木材販売に関する情報の提供を行う。 <p>(◎収支改善効果 12億円)</p> <p>ウ 無利子資金の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子の森林整備活性化資金の融資枠等の拡充を要請しながら積極的な活用を図る。 <p>エ 借入金利子負担の軽減化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫の既往の借入金について、低利な借換制度を活用し、利子負担の軽減を図る。 	<p>18年度 ～</p> <p>18年度 ～</p>	<p>公社</p> <p>公社</p>	
<p>② 繰上償還等の実施（県の支援による改善策）</p>	<p>ア 利率3.5%以上借入金の繰上償還の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、日本政策金融公庫より制度上認められている利率3.5%以上の借入金の繰上償還を実施した。 <p>(◎収支改善効果 34億円)</p> <p>イ 利率3.5%未満借入金の繰上償還の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次経営改善計画の取組状況、分収契約変更等の状況を見極めながら、平成23年度以降に日本政策金融公庫借入金の全額繰上償還の実施を検討する。 <p>(◎収支改善効果 92億円)</p> <p>ウ 日本政策金融公庫資金の新規借入中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額繰上償還後の新規公庫借入を中止することにより、借入利息の発生を防止する。 <p>(◎収支改善効果 12億円)</p>	<p>18年度</p> <p>23年度 以降</p> <p>23年度 以降</p>	<p>公社・県</p> <p>公社・県</p> <p>公社・県</p>	
<p>③ 造林分収契約の見直し（土地所有者の協力による改善策）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も造林木を適正に管理し、森林の公益的機能の持続的発揮を図るため、分収契約の見直しについて土地所有者の理解を得た上で、変更契約の締結を推進する。 <p>なお、契約時から多年経過しているため、一旦全ての権利関係調査を行う。</p> <p>[分収割合 公社80：土地所有者20] ただし市町村有地は [分収割合 公社90：市町村10]</p> <p>(◎収支改善効果 106億円)</p>	<p>18年度 ～</p> <p>25年度</p>	<p>公社</p>	<p>契約件数： 約3千件 契約者数 約9千人</p>

④ 分期計画の実行	・ 「[改訂] 第2次改善計画後期分期計画」の着実な実行を図る。	22年度 ～ 25年度	公社	
-----------	----------------------------------	-------------------	----	--

【目標3についての具体的な工程表】－新公益法人制度への移行

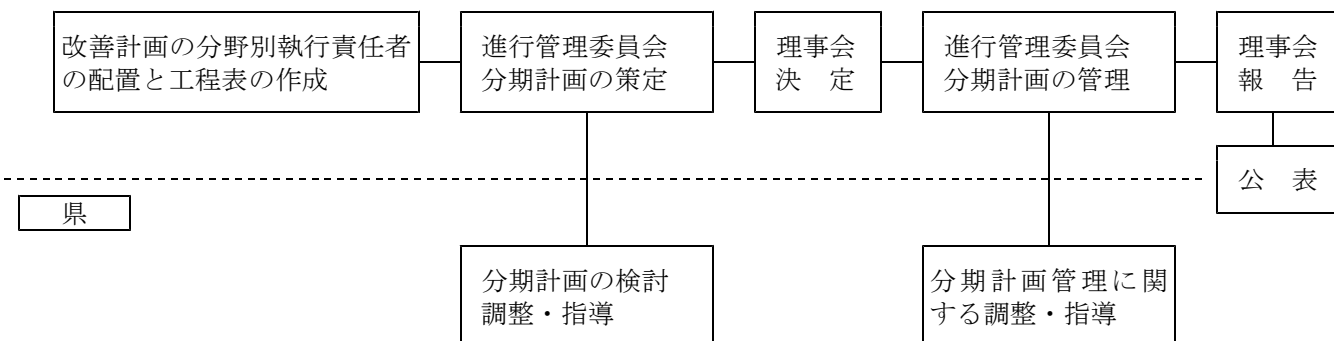
実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○ 今後の公社の在り方等の検討	林業公社会計基準の導入を踏まえ公益社団法人への移行申請について着実に準備を進めるとともに、公社運営の在り方について検討を行う。 【主な事項】 ア 新公益法人移行に向けた準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や他県等の動向に係る情報収集 ・ 法令に基づく定款、組織体制の整備 ・ 林業公社会計基準に基づく財務諸表の整備 イ 公社運営の在り方の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期の経営見通しを踏まえた経営改革の推進 ・ 事業運営体制の検討 	24年度 ～ 25年度	県・公社	

進 行 管 理 体 制

- ◇ 公社の進行管理委員会において、[改定] 第2次改善計画・同分期計画に基づく改善内容及び分収契約変更を含めた業務内容の進行管理を行う。
- ◇ [改定] 第2次改善計画を含めた分期計画の実施状況については、毎年ホームページ等により公表する。

〈進行管理の流れ図〉

林業公社



※ 進行管理委員会は公社副理事長、専務理事、市町村理事及び森林整備課長を構成員とする。

- ◇ 県は、運営状況について毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的の実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	公益財団法人福島県栽培漁業協会	修正
-----	-----------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

震災後の状況を踏まえ、「第Ⅱ期経営計画」の見直しを行う。

改革工程表

【目標についての具体的な工程表】－「第Ⅱ期経営計画」の見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
①「第Ⅱ期経営計画」の見直し	○ 現行の種苗生産体制を踏まえた経営計画として、目標となる指標等について見直しを行う。	25年度	協会	
②次期経営計画の検討	○ 平成28年度に県が開所予定の新たな生産施設の検討状況を踏まえ、協会の組織・人員体制や目標等を設定した次期経営計画を策定する。	25～27年度	協会	
③その他	○ 本格的な種苗生産業務再開までの間、国の「被災海域における種苗放流支援事業」の活用を継続する。	25～27年度	協会	

進行管理体制

- ◇ 県と協会が調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を実施する。
- ◇ 運営状況など全般的な事項については、県が毎年度随時調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	福島県道路公社	修正
-----	---------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

業務縮小を踏まえた公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直しを行う。

改革工程表

【目標についての具体的な工程表】－業務縮小を踏まえた公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○ 業務縮小を踏まえた公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し	<p>観光有料道路3路線が料金徴収期間満了を迎え、公社を取り巻く経営環境はより一層厳しさを増し、経営構造の大きな転換点を迎えることから、これら業務縮小を踏まえた経営目標や内部組織体制の抜本の見直し等を内容とする第3期中期経営計画（H25～H27年度）を策定した。</p> <p>今後は、第3期中期経営計画を着実に実施するとともに、経営環境の変化にも適時適切に対応し、経営の安定化を図る。</p> <p>【検討・見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量に見合った内部組織の改編と職員の適正配置 <p>[常勤役員及び職員数]</p> <p>H25 18名 → H26～9名以下</p>	25年度～	公社・県	

進行管理体制

- ◇ 土木部と公社が調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。
- ◇ 運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	公益財団法人福島県下水道公社	修正
-----	----------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】 県は、流域下水道の維持管理業務について、民間活力の活用及び経費削減を図る観点から、当該業務の全般的な見直しを行い、段階的に民間一括委託方式に移行することを決定した。
 今後、公社の役割分担を明確にしつつ組織体制の見直しを行いながら、更なる下水道の普及・啓発と市町村支援業務の強化を図っていく。

改革工程表

【目標①についての具体的な工程表】－ 民間一括委託方式への段階的移行を踏まえた、公社の組織体制の見直しと新規事業の検討

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 今後の管理方式の検証	平成 20 年度から二本松処理区の維持管理を民間一括委託方式で行うことになり、業務状況を検証及び制度改善しながら、他の 3 処理区へも段階的に民間一括委託方式を導入していく。 【検証の方法】 平成 20 年度に学識経験者と流域下水道関係市町村の代表を構成員として設置した「民間一括委託制度評価委員会」において、引き続き制度を評価していく。	19 年度 ～ 20 年度 ～	県	
② 検証内容等を踏まえた検討	・評価委員会の制度評価を踏まえ、これまで経済性等の観点から委託の範囲の見直しを実施している。 今後とも、検証内容等を踏まえ、より適切な制度となるよう、検討を進めていく。	23 年度 ～	県・公社	
③ 組織体制の見直しと新規事業の検討	・平成 23 年の原子力災害により発生した放射性物質を含んだ下水汚泥の適切な保管及び減容化施設の運転管理の業務を実施しており、県と連絡調整を図り対応していく。 ・平成 24 年 4 月に公益財団法人に移行したことから、公益認定基準を遵守し、更なる下水道の普及啓発及び市町村支援の業務の強化を図っていく。	23 年度 ～ 24 年度 ～	県・公社	

	<ul style="list-style-type: none"> ・県北処理区においては、放射性物質を含んだ下水汚泥の発生により、福島市堀河町終末処理場の流域下水道への接続時期が長期にわたって遅れることが予測されることから、未接続の状況で民間一括委託を導入できるかどうかを含めて検討していく。 ・公社は、県北処理区の民間一括委託の導入を踏まえ組織体制を検討していく。 	25年度 ～		
		25年度 ～		

進 行 管 理 体 制

- ◇ ①については、土木部において進行管理を行う。
- ②、③については、土木部と公社が調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。
- ◇ 公社の運営状況について、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的を実施し、必要に応じて助言等を行う。